

離職等によって住居を喪失、又は、喪失するおそれのある方のための 住居確保給付金



住居確保給付金とは

離職しているが、就労能力及び就労意欲があり、生計を維持するため懸命に求職活動を行っている方に対して、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うため、**住宅費(賃貸住宅の家賃額。上限額と限度期間あり。)**を支給します。

支給対象となる方

申請時に以下の要件全てに該当する方が対象です。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方、又は入居している賃貸住宅を喪失するおそれのある方
※住居を喪失している方で、新たな住居を借りる際に必要な敷金や礼金等の「初期費用」については、社会福祉協議会が実施している「生活福祉資金(総合支援資金)の住宅入居費」の貸付を活用できる場合があります(雇用保険給付等他の公的な生活給付を受給中または受給予定の方は貸付対象外です)。
- ② 申請日において、65歳未満であって、かつ離職等の日から2年以内である方
- ③ 離職等の日において、自らの労働により賃金を得て、世帯の生計を主として維持していた方
- ④ 申請を行った月における申請者及び世帯員の収入の合計額が、別表の基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額(又は別表の家賃額の上限)を合算した額以下であること
- ⑤ 世帯の全ての預貯金の合計が別表の金額以下であること

<別表>

世帯人数	基準額	家賃額の上限	預貯金額
1人世帯	8.4万円	3.6万円	50.4万円
2人世帯	13.0万円	4.3万円	78.0万円
3人世帯	17.2万円	4.6万円	100.0万円
4人世帯	21.4万円		
5人世帯	25.5万円	5.0万円	
6人世帯	29.7万円		
7人世帯	33.4万円	5.6万円	
8人世帯	37.0万円		
9人世帯	40.7万円		
10人世帯	44.3万円		

- ⑥ 所定の公共職業安定所へ求職申込みを行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方
- ⑦ 申請者及び世帯員が次の制度を受けていない方
・生活保護、国の住宅等困窮離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付(職業訓練受講給付金など)、自治体の実施する類似の貸付又は給付
- ⑧ 申請者及び世帯員のいずれもが暴力団員でないこと

※以前、住居確保給付金(住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当、住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む)を受給し、常用就職された方について、原則、再支給は行いませんが、常用就職後、新たに解雇(本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)された場合は再支給ができます。

支給額・支給期間・支給方法

- **支給額(札幌市の場合)** ※管理費、共益費、駐車場代等は対象となりません。
・世帯の人数に応じ、別表の家賃額を上限として月ごとに支給します。
・申請月における世帯の収入合計額が、別表の基準額を超える場合には、別の計算方法により一部支給となります。
- **支給期間** 原則3ヵ月を限度に、月ごとに支給。延長申請により最大9ヵ月まで支給。
- **支払方法** 住宅の貸主又は管理会社等の口座に振り込みます。(支給日は1日を基本とします。)

住居確保給付金に関するQ & A

① 申請には、どのような書類が必要ですか？

- ①本人を確認できる書類（運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、各種福祉手帳、健康保険証、住民票等）
- ②過去2年以内の離職または廃業を確認できる書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知等）
- ③世帯のなかで収入がある方について、収入が確認できる書類
※給与については直近3ヵ月分の明細をお持ちください。
- ④世帯の方全員の全ての口座について、現在高を記帳した預貯金通帳等
- ⑤公共職業安定所の求職受付票（既に求職申込済の方は申請時にお持ちください。）
- ⑥申請される方ご本人の印鑑

申請後に、賃貸借契約書及び住宅の貸主(又は管理会社)と公共職業安定所に、それぞれ所定の用紙を持参して記入してもらい、提出していただく書類があります。

② 申請後に、しなければならないことはありますか？

・住居確保給付金の支給対象者は、以下の就職活動等を行っていただきます。

- ①月4回以上、ステップで面接等の支援を受けること
- ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※支給決定後、上記の就職活動要件を満たさない者については、支給を中止する場合があります。

住居確保給付金の窓口

札幌市生活就労支援センター



STEP FORWARD ~ 一歩一歩前へ進む

電話 011-221-1766 ファクシミリ 011-221-1767

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目10番地 大通公園ビル7階

受付時間:午前9:00~午後5:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

- ・ステップは、「生活困窮者自立支援法」に基づき札幌市が設置した、生活にお困りの方のための相談窓口です。さまざまな理由により、仕事や生活に困りごとを抱えている方の相談を受け付け、経済的な自立へ向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。
- ・住居確保給付金の支給を受けるには、ステップの利用申込みと住居確保給付金の支給申請が必要です。